

原発事故と仏教寺院

—「原発事故被災寺院補償問題対策 有志の会」による 東京電力との和解交渉をめぐる—

伏 見 英 俊

1. はじめに

2011年3月11日に発生した巨大地震による大津波は、東北地方の太平洋沿岸部を次々に襲い未曾有の災害をもたらした。とりわけ福島第一原発では、全電源喪失により原子炉が冷却不能に陥り水素爆発を引き起こし、大量の放射性物質を放出するという深刻な原子力災害に発展した。原発事故以降、第一原発周辺の自治体からは多くの住民が広域避難し、震災から三年が過ぎた今でも多くの住民が避難生活を送っており¹、2014年5月2日現在、福島県民の避難者総数は13万1,387人にのぼる²。避難者の中には多くの寺院関係者も含まれ、さまざまな困難に直面しながら、避難先を拠点に必死に宗教活動を続けている³。

事故直後に避難した寺院関係者の多くは、すぐに帰宅できると思い本尊様も過去帳も持ち出すことなく、まさに着の身着のまま避難したという。一方、避難した檀信徒の中には身内が亡くなっても、墓に埋葬することも菩提寺に遺骨を預かってもらうこともできず、それぞれが避難先で骨つばを抱いて暮らすことを余儀なくされた⁴。そのような状況を打開すべく、福島県では原発事故直後から、福島第一原発周辺の原発事故被災寺院の僧侶が協力し、いくつかの組織を結成して東京電力との本格的な法人交渉に備えた⁵。中でも、さまざまな宗派寺院から成る「原発事故被災寺院補償問題対策有志の会（以下「有志の会」と略称）」⁶と真言宗豊山派寺院を中心とした「東京電力原発事故被災寺院復興対策の会（以下「対策の会」と略称）」⁷の二つのグループに多くの被災寺院が参集した⁸。このような組織結成の動きは、原発事故後、将来への不安を抱えていた寺院関係者に希望を与える尊いものであったと言えよう。2012年6月の集計によれば、第一原発周辺自治体における原発事故被災・避難寺院は74ヶ寺を数える⁹。上

述の第一原発周辺の被災寺院とは別に、福島県中通り地方の曹洞宗寺院が集まり「曹洞宗原発事故損害賠償会議（以下、「賠償会議」と略称）」を結成し、原発事故に伴う風評被害等に関する賠償交渉を目指した¹⁰。今回の原発事故に際して、我々は転勤できない宗教者の苦悩というものを充分認識すべきであろう。

本研究は、震災記録作成の一環として、上記グループの中で最も加盟寺院数の多い「有志の会」の活動を取り上げ、関係者からの聞き取り調査に基づき、「有志の会」活動の途中経過（結成の経緯、東電との和解交渉プロセス、交渉結果等）について報告することを主たる目的とし、将来的には会の活動記録の作成を目標としている。本稿に掲載した「有志の会」の東電との和解交渉に関する資料は、原子力損害賠償審査会の中間指針¹¹や東京電力の提示した請求資料¹²等を反映した部分が多く、法律の専門家からすれば資料的価値が高いとは言えないかもしれないが、原発事故被災寺院の東電との交渉を知る上で不可欠な資料であると考え、あえて掲載することにした。特に今後の災害時における仏教者の活動指針という観点から言えば、「有志の会」の活動は東日本大震災における宗派を越えた連携の事例として後世に長く伝えるべきものであり、会の活動記録は震災アーカイブとして意義あるものと考えられる。

なお、本研究の背景を明らかにするために、附録として「原発事故被災寺院および避難者に関連する先行研究」を掲載した。

2. 調査に至る経緯

筆者が「有志の会」の活動を知ったのは2011年秋のことであつた。当時、筆者はA寺の支援活動に関わり、その過程で東電との和解交渉を進める会の存在を知る。その後、A寺の支援活動の一環として、「有志の会」の会長・事務局長から聞き取り調査を行い¹³、同時に「対策の会」事務局長・「賠償会議」代表・福島県仏教会会長とも接触し、東電との交渉に関する情報交換を行った¹⁴。それが結局、本研究の予備的調査となった。

原発事故後の被災寺院をめぐる「有志の会」の活動の重要性を再認識するに至り、震災から二年経過した時点で、活動記録の作成を目指し関係者からの更なる聞き取りと資料収集・整理に着手した。本研究は、「有志の

会」事務局長の早川住職とA寺住職からの資料提供と事情説明があつて初めて可能となったものである¹⁵。なお、「有志の会」の活動記録を公表するにあたっては、個人情報の保護に配慮して関係資料を取り扱った。

3. 「有志の会」について

現在「有志の会」では、矢内俊道師（曹洞宗）が会長を務め、早川光明師（浄土宗）が事務局長を担当している¹⁶。参加寺院は一時期60数ヶ寺を数えたが、2014年2月の時点で40数ヶ寺が加盟している状況にある¹⁷。「有志の会」は第一原発から30キロ圏内の寺院を対象とし、宗派不問であることが大きな特徴である¹⁸。また東京電力との交渉にあたって、弁護士を通さず、直接和解交渉を進めていることも特徴のひとつである。なお、2013年以降の東電との財物賠償交渉では、「有志の会」「対策の会」からそれぞれ会長・事務局長が出席し、「有志の会」と「対策の会」が共同で交渉を行っている。

（1）会結成の経緯

「有志の会」事務局長の早川師によれば、2011年3月は避難に必死で、4月は慰霊活動に忙しかったという¹⁹。その後、同年5月から6月にかけて浄土宗の双葉組7ヶ寺、富岡町仏教会がそれぞれ活動を開始した。2011年7月28日午後3時から、いわき市平小島町「せきのホール」にて両グループ合同の「福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策会議」を開催し、8月11日の東京電力福島事務所・福島県総務部訪問等を検討した²⁰。この日が早川師を事務局とする「有志の会」の結成日であった。その後、矢内師が会長に就任し今日に至る²¹。

（2）活動概要（逸失利益・追加的費用、財物賠償、その他の交渉）

「有志の会」の活動の詳細については後述するが、同会の全体像を把握しやすくするため、ここで活動の概要に触れておきたい。「有志の会」結成後、2011年8月から11月にかけて、種々の会議を通じて情報収集を行い、東電との和解交渉の道を切り開いていった。2011年11月28日には、「有志の会」を中心とした被災寺院全体会議を開催し、会議に出席した東電職員

との直接交渉により、第1回目の賠償請求（逸失利益・追加的費用）へ向けて大きく前進した。その後参加寺院の多くは、2012年秋頃までに東京電力に対する逸失利益請求を終える。

2012年2月以降、財物賠償（寺院の建物、仏像仏具、境内地、寺院所有の山林・農地などの賠償請求）の交渉を開始したが、交渉は困難を極めたという。2013年から財物賠償については「対策の会」と共同で東電と交渉を行うことになる。2013年11月以降は、多岐にわたる財物賠償の請求対象を絞り込み、まず「寺院の境内地・墓地」に限定して交渉を進め、2014年2月25日には郡山市で「有志の会」「対策の会」合同の全体会議を開催し、土地に関する財物賠償の方針を確認した。「有志の会」は、逸失利益や財物賠償交渉だけでなく、環境省との墓地除染交渉、東電・資源エネルギー庁との墓石の修復代賠償などの交渉を通じて、地域住民の宗教行為を可能にするため活動を行っている点は「有志の会」の一つの特徴であると見なすことができる²²。

4. 「有志の会」の活動

「有志の会」について、以下では初期の活動（東京電力との交渉の準備）から、逸失利益に関する東京電力との和解交渉と賠償請求までを報告する。

（1）初期の活動（東電との直接交渉までの道のり：2011年7月～10月）

前述のように「有志の会」の本格的な活動は、2011年7月28日の「福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策会議」の開催に始まる。この日の会議で、8月11日の東電福島事務所と福島県総務部への訪問内容を検討。8月11日当日は、「有志の会」の参加寺院9ヶ寺が東電福島事務所（午前10時）と福島県総務部（午前11時）を訪問した。東電福島事務所では、福島原子力補償相談室の担当者三名に対し、まず、東京電力西沢俊夫社長宛の「被害概況申出書の一括提出について」という説明文書を添え²³、「福島第一原発事故30km圏内被災寺院『被害概況申出書（法人用）』一括提出名簿」と共に東電の書式に基づく「被害概況申出書（法人用）」18ヶ寺分を一括して提出。次いで「仮払補償金請求書」と「被害概況申出書

(法人)」に関する照会文書（資料A：「福島第一原発事故30km圏内被災寺院に対する補償について（照会）」）を提出し、文書による回答を求める。さらに、福島県総務部私学・法人課を訪れ、応対した三人の県職員に対し、佐藤雄平知事宛の文書を提出し²⁴、被災寺院に対する支援・協力を要請した²⁵。

《資料A》「福島第一原発事故30km圏内被災寺院に対する補償について（照会）」

平成23年8月11日

東京電力福島事務所長様

福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策有志の会
事務局 浄土宗 浄林寺住職 早川光明

福島第一原発事故30km圏内被災寺院に対する補償について（照会）

福島第一原発事故がもたらした惨禍は余りにも甚大であり、本来、打ちひしがれた被災住民に寄り添い、励まし、精神的な拠り所となっていかなければならない寺院自体も避難を余儀なくされ、檀信徒が四散し宗教活動の場も奪われた中で寺院そのものが消滅の危機に瀕している状況にある。

福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策有志の会一同は、地域住民に希望を与え故郷再生の中心となるのは、地域住民や檀信徒の心の支えとなっている各被災寺院以外にないとの強い使命感と信念を持っているが、収入が激減している現状では正常な宗教活動は行いうべくもなく、斯待される役割も果たせない状況となっている。

原子力損害賠償については、「東京電力(株)福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針、第二次指針」や東電が7月30日に発表したところにより、宗教法人に対しても仮払いを行うとしているが、突然このような事態となり不慣れな業務を行わなければならなかった〔原文ママ〕私共にとって、その内容は余りにも不親切で漠然としているため、以下不明な点を照会するとともに寺院活動が従前通り行えるまで将来にわたっての賠償を強く要求する。

記

1 仮払補償金請求書

- (1) 本請求書による仮払補償金は本年3月12日から5月末日までの粗利相当額となっているが、それ以降の補償についてはどのような方法で、また何時ごろまで行うのか。
- (2) 請求書の「売上原価」を「支出高」と、「粗利」を「収支差額」と読み替えるとしているが、住職や従業員の給与は「支出高」の中に含め、それらについては別途「被害概況申出書」で請求するのか。

- (3) 「仮払補償金お支払いのご案内」の(3)具体的な仮払い内容の中で、損益計算書あるいは収支報告書等の書類をご用意いただけない法人の方については、活動の実態を証明する書類によりまして、一法人さまに対し20万円の仮払いを実施しているが、「宗教法人法」附則23に基づき、収入が8000万円未満の公益事業以外の事業を行わない宗教法人については、収支計算書の作成や所轄庁への提出が免除されていることから、殆どの寺院では収支計算書を作成していないため、収支計算書を作成している場合は当然添付するが、作成していない場合でも金銭出納帳等の証拠書類があれば、個人情報を消去したそれらの書類提出で収支差額相当額の2分の1（上限額は250万円）の仮払いを実施すべきではないのか。
- (4) 避難区域等において活動していたことを証明する資料（直近の納税証明書等）提出となっているが、宗教法人は非課税のため、直近の電気料金等の領収書でも可か。

2 被害状況申出書（法人用）

- (1) 被害の概況は、記入日時点における被害の概況を記入とし、被害見込額が最終的な補償金額となるものではないとしているが、事故終息の長期化が確実に見込まれ被害状況も変化していくことを考慮すれば、半年ごとあるいは年度ごとに被害状況申出書の提出を求めるべきではないか。
- (2) 被害の概況は、記入日時点における被害の概況を記入としているが、営業損害は記入日時点までの損害額なのか、あるいはその年度に見込まれる損害額を計上するのか。
- (3) 上記仮払補償金請求にも記したが、住職や従業員の給与については「被害状況申出書（法人用）」に計上するのか、あるいは個人で「被害状況申出書」を提出するのか。
- (4) 財物損害は、放射能汚染により使用できなくなった財物や、大震災で傷んだ財物を警戒区域等の設定で修復不能のまま放置した結果その後の余震で決定的に損壊した財物等は全面的に補償してもらわなければならないが、立ち入り禁止で査定ができないため損害額が確定せず、また避難が長期化すれば本堂、庫裡等の建造物や什物等にも損害が発生してくることは確実な状況であるが、それらの損害についてはいつの時点で申し出れば良いのか。
- (5) 今回、福島第一原発事故30km圏内被災有志寺院は、原発事故及びその対応に対する抗議の意味も含めて「被害状況申出書（法人用）」を一括提出することとしたが、記載方法についての詳しい説明がな中で〔原文ママ〕各寺院の実情に応じて作成したものであり、上記照会の回答を得てから再度希望寺院には「被害状況申出書（法人用）」を再提出してもらうこととするので差し替えを願いたい。

その後、「有志の会」は種々の会議に参加して情報収集を行い、東電との和解交渉の道を模索していった。

- ①「東京電力福島第一原子力発電所 被災寺院対策の会」（2011年9月24日、郡山市）

2011年9月24日午後4時から、福島県仏教会主催の「東京電力福島第一原子力発電所 被災寺院対策の会」が郡山ビューホテル（福島県郡山市）で開催された²⁶。会は福島県仏教会会長 三村眞城師、全日本仏教会総務部長 奈良慈徹師の挨拶で始まり、福島県宗教団体連絡協議会会長 横山俊邦師、全日本仏教会顧問弁護士 長谷川正浩師が「中間指針を受けての現況と今後」について話題提供し、参加者による討論が行われた²⁷。その際、避難区域（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）を明示した原発避難地域の寺院リスト（61ヶ寺）が共有された。

②「本賠償ご請求に関わる説明会」（2011年10月14日、曹洞宗福島県宗務所）

東京電力が2011年9月21日、法人に関する本賠償の請求受付を公表し、本賠償のための請求書と案内冊子の発送を開始したことに伴い²⁸、東電による説明会が開催された。説明会では、「収入の証明について」「支払った給料賃金の証明について」「減収率について」「原子力事故以外の要因による減収率3%について」「弁護士費用、税理士費用負担について」などの賠償請求に関する実務内容の質疑があったという²⁹。

一方、福島県仏教会会長は、全日本仏教会加盟宗派宛の「要望書」（2011年11月8日付）を作成している。三村会長は「要望書」の中で被災寺院の窮状を訴え、4項目からなる被災寺院に対する支援を要請している³⁰。さらに、三村師は東京電力社長宛にも同様の「要望書」（2011年12月2日付）を作成し、3項目の要望をあげている³¹。

（2）逸失利益・追加的費用の和解交渉（2011年11月～2012年秋）

東京電力との和解交渉は、まず逸失利益と追加的費用をめぐる交渉から始まったが、当初土地・建物などの財物賠償については東電側も方針が決まっていなかったという³²。賠償請求の方法について東電福島補償相談センターや弁護士に相談してきたが、不明な点も多く、東電との交渉がなかなか進展しない中、11月に入り転機が訪れる³³。先行して東電神奈川補償相談センターを通じ本賠償請求手続きに着手していた「有志の会」矢内師から、神奈川県では丁寧に対応してくれるとの連絡が入ったため、11月8日「有志の会」早川師が横浜に赴き、東電担当者と面談。面談の結果、東電にも寺院会計の内容に理解が深まり、一定のルールに則って請求を行え

ば齟齬を生じることなく賠償に応じてもらえることが予想されたため、「有志の会」が中心となり全被災寺院に11月28日の全体会議開催を呼びかけた³⁴。

①「原発事故被災寺院補償問題対策会議」(2011年11月28日、郡山市徳城寺)³⁵

11月28日午後2時から、県仏教会長の自坊を会場として開催された。会議には被災寺院20ヶ寺の他、東電補償相談担当者9名（神奈川補償相談センターから2名、福島補償相談センターから7名）が出席し、第1回目の賠償請求に向けて、逸失利益の本格的な交渉が開始した³⁶。逸失利益をめぐる「有志の会」の会議の中でも、最も重要な会議の一つであった。この会議の議事録（資料B）によれば、第1回目の請求では、審査期間の短縮を図り「検査費用（物）以外の追加的費用」の請求を行わず、2回目以降に行うこと等が議題となったことがわかる。また、一般の寺院住職にとって東電へ提出する「収支計算書」の作成は容易ではなかったため、「有志の会」の矢内師が各寺院の「金銭出納帳」に基づく「収支計算書」作成代行を申し出た。この矢内師の提案により、「有志の会」の逸失利益交渉が大きく前進したことは特筆すべき事柄である³⁷。逸失利益に関する1回目（2011年3月11日から8月31日までの減収分）の賠償請求では、東電から「法人登記簿謄本」「収支計算書」「収入明細書（2011年3月11日から8月31日まで）」の提出が求められた³⁸。しかし、「有志の会」参加寺院すべてが、速やかに第1回目の請求書類を提出できた訳ではなく、1回目と2回目（2011年9月1日から11月30日までの減収分）を一緒に提出する寺院も少なかったという。

《資料B》「原発事故被災寺院補償問題対策会議（2011年11月28日）議事録」

原発事故被災寺院各位

平成23年12月1日

原発事故被災寺院補償問題対策有志の会
事務局 浄林寺 早川光明

先日の会議内容は、下記のとおりでしたので連絡します。

また、福島県仏教会の資料を会長より預りましたので同封します。

なお、第1回目の本請求を行って頂かないと、第2回目の請求書類送付が遅れるとの話が東電よりありましたので第1回目の書類作成を急いで頂ければと思います。

記

1 日時 平成23年11月28日 午後2時～

2 場所 徳城寺（郡山市）

3 参加者

(1) 参加寺院～別紙のとおり

(2) 東電職員

東電福島原子力補償相談室福島補償相談センター 副所長 ○○○○

東電福島原子力補償相談室神奈川補償相談センター相談第三グループ 部長 ○○○○

東電福島原子力補償相談室神奈川補償相談センター相談第三グループ 課長代理 ○○○○

他東電福島原子力補償相談室福島補償相談センター職員 6名

4 会議内容

- (1) 本請求に当って補償問題対策有志の会参加寺院は、請求方法、各種証明書類等を統一して請求する。
- (2) 各種証明書類の内、収支計算書、金銭出納帳、給与支払証明書は原則として別添様式を使用する。
- (3) 檀信徒が管理している会計（例：護持会費）があれば、寺院会計の収支計算書に合算して計上する。
- (4) 第1回の本請求では、審査期間の短縮を図り速やかな賠償金の支払いを行ってもらうため、「検査費用（物）以外の追加的費用」の請求は行わず、第2回目以降に行う。
- (5) 給与の賠償請求方法については、示された請求様式に支払った給与に減収率を乗じて賠償するようになっており合理性に欠けるので、給与欄には減算も加算もせず0円と記入する。（但し、給与を支払った場合は、各寺院の金銭出納帳には事実を記帳しておく。）
- (6) 寺族等を雇用し給与を支払っていたが、震災後避難生活を余儀なくされ業務を行えなくなったため、あるいは寺院収入が減少したため休職の形態とし、給与の支払いを停止している場合は、個人請求で「就労不能損害にかかる請求」を行うことも可能。
- (7) 「過年度の同期間における対象となる事業所の事業活動による収入」については、添付証明書類として同期間の金銭出納帳は添付せず、対象年度資金収支計算書の収入金額を12で除し、それに請求月数を乗じて得た金額を計上する。
- (8) 減収率を出すための添付証明書類として必要な請求月数（第1回目～平成23年3月～8月）の金銭出納帳は、個人情報情報を消去してコピーを提出する。
- (9) 変動費については、支出科目に少しでも支出がある場合は減算の対象として計上しない。
- (10) 第2回目以降に請求する「検査費用（物）以外の追加的費用」の内、財産になる物については東電は賠償対象外としているが、何も持ち出せず避難し、その後葬

儀ができ止むを得ず購入した法衣や法具、定期的に警戒区域内の自坊に戻り供養し本堂・境内の管理をするために必要なGMサーベイメータ等、事業継続上止むを得ない合理的理由に基づき財産の購入については、東電に第2回請求前まで前向きに検討するよう要求。

- (11) 同じく第2回目以降に請求する「検査費用（物）以外の追加的費用」の内、現在の借上げ住宅やアパートでは寺院活動の継続が困難（狭かったりや〔原文ママ〕周囲の環境上から、檀信徒の供養ができない、檀信徒の相談を聞いたり接待ができない）なため、常識的な範囲でより広く寺院活動が行える住居を借りたいがその場合、県の借上げ制度との差額賠償を第2回請求前まで前向きに検討するよう要求。
- (12) 「検査費用（物）以外の追加的費用」の証明書類としての領収書は、コピーを添付する。
- (13) 竜台寺さんと浄林寺は、本日会議に参加寺院〔原文ママ〕及び依頼された寺院の請求書類作成について、要望があれば積極的に支援する。
- (14) 各寺院で作成した収支計算書を、竜台寺さん又は浄林寺に送ってもらえれば、請求書類を鉛筆書きで作成し返送する。
- (15) 請求書類の提出は、直接東電に送付しても良いが、竜台寺さんに送付すれば神奈川の相談室に一括提出する。

以上

竜台寺 矢内俊道〔郵便番号〕〇〇市△△△△

浄林寺 早川光明〔郵便番号〕〇〇市△△△△

②「原発事故被災寺院補償問題対策会議」（2012年2月24日、郡山市徳城寺）

2月24日の全体会議の開催通知によれば、1月24日に郡山市で、「有志の会」代表者と東電側担当者が集まり、2回目以降の請求時に行うとした追加的費用の請求方法に関する事前協議が行われたという³⁹。その席上、東電側から今後の財物交渉に関して全体会議における意見交換が提案された⁴⁰。開催通知送付時には、「有志の会」メンバーに事務局で作成した「原発事故被災寺院に対する財物賠償についての要求書（案）」も送付されている⁴¹。

2月24日の全体会議は、郡山市徳城寺において午後1時30分から開催され、約20名が出席した。当日は、「財物損害賠償についての要求書について」「追加的費用の請求方法について」が議題となった。なお、この会議で矢内俊道師の会長就任が正式決定している。

財物賠償については、まず上記「原発事故被災寺院に対する財物賠償に

についての要求書（案）」を基に議論が行われ、原案が了承された。次に詳細な要求書を作成して、財物交渉を進めていくことが決定した。この会議の結果を受けて、2012年から2013年にかけて多くの時間を費やし、東電との財物賠償に関する和解交渉が行われていく。したがって、2月24日の全体会議は「有志の会」と東電との財物賠償交渉の経緯を知る上で、極めて重要な会議であったことが理解されよう。東電による財物賠償の基準は、2012年7月24日に公表されるが、一般の法人の所有する宅地・建物・借地権等の財物賠償について、東電が請求受付を開始するのは2013年3月29日のことであった。さらに田畑に係わる財物賠償に関する請求受付は、2013年11月29日まで待つ必要があった⁴²。

追加的費用とは原発事故の避難生活で新たに必要になった経費が賠償対象となったものである。会で作成した「追加的費用のめやす」（資料C）にあるように、法衣代、法具代、パソコン代、避難先から自坊への交通費、避難先から葬祭場までの交通費、葬祭場使用料などが含まれ、寺院の必要経費の多くが認められた画期的なものであった⁴³。

《資料C》「追加的費用のめやす」

原発事故被災寺院に対する検査費用（物）以外の追加的費用の賠償の「めやす」

この「めやす」は、原発事故被災寺院が法灯を守り、宗教活動を継続し檀信徒や地域住民の精神的な支えの役割を果たしていくために取り敢えず最低限必要な、追加的費用賠償請求に当たっての「有志の会」としての具体的な考え方を示したものです。宝物・什具・備品等の特別財産・普通財産等については、後日の財物損害賠償請求で行うこととなります。

1 衣帯類

(1) 法衣・袴等

～ 夏・冬用各1点まで、各20万円程度を限度として賠償

(2) 袈裟

～ 夏・冬用各1点まで、各20万円程度を限度として賠償

(3) 道衣・改良服等

～ 夏・冬用各1点まで、各10万円程度を限度として賠償

(4) 白衣・襦袢・帯・足袋・雪駄等

～ 夏・冬用各2点まで、実費額賠償

- 2 什具・法具類（莊嚴数珠・三宝印・朱肉・払子・中啓・洒水器・引鑿…………）
～ 法要等に必要な最小限の什具・法具類を対象とし、合計20万円程度を限度として賠償
- 3 寺務用品類（パソコン・コピー機・FAX…………）
～ 合計50万円程度を限度として賠償
- 4 借家料
 - (1) 県の借上げ制度による借家
～ 県の借上げ制度により借家をしているか又はしたいが、少人数の法要や檀信徒の接待を行うため広いスペースの借家が必要となり、借上げ制度の家賃（人数に応じ6万円又は9万円）以上の支出がある場合は、それぞれの上限額に月額10万円程度を限度として賠償
 - (2) 法人で他の宗教施設を借用（宗教行事・檀信徒接待・遺骨安置等）
～ 実費額を賠償
- 5 旅費交通費
～ 東電からの回答及び様式による
- 6 公益一時立入費用
～ 東電からの回答による
- 7 公益一時立入に要する検査機器購入費用
～ 「有志の会」事務局、竜台寺及び浄林寺で購入しているので、同寺で貸出

東電と交渉の末、逸失利益の請求は基本的に第1回目（2011年3月～8月分）、第2回目（2011年9月～11月分）、第3回目（2011年12月～2012年3月分）、第4回目（2012年4月～6月分）に分けて行われ、2012年7月分以降の請求は、避難区域に応じて包括請求（東電の定めた賠償期限末までの一括払請求）として実施された⁴⁴。包括請求については避難区域毎に賠償期限が定められ、「避難指示区域にある寺院」は2012年7月から2015年2月分まで、「旧緊急時避難準備区域にある寺院」は2012年7月から2013年12月分まで、「旧屋内退避区域および南相馬市の一部にある寺院」は2012年7月から2013年5月分までを賠償するものであり、包括請求をした寺院には既に東電から賠償金が支払われているという。なお、2012年3月1日以降に計上された被災寺院の収入は「特別の努力」として控除することなく逸失利益を算出することに変更になった⁴⁵。

5. まとめにかえて

今回は、「有志の会」の東京電力との和解交渉について、関係者からの聞き取りと関係資料に基づき、現時点までに解明し得た内容の報告を試みた。最後に、まとめにかえて「有志の会」の活動から見えてきたものを整理して本稿を終えることにしたい。

(1) 証拠書類作成の難しさ

逸失利益に関する東京電力との和解交渉では、いくつかの提出書類が求められた。中でも「収支決算書」は年収8,000万円以下の寺院には提出義務がないため、被災した一般の僧侶にとって文化庁の定める収支科目に基づく「収支決算書」の作成は容易ではなかった。事実、「賠償会議」では提出書類の煩雑さが活動停止の一因であったという。「有志の会」の場合は、矢内師が「金銭出納帳」に基づく「収支決算書」の作成代行を申し出て、多くの寺院がそれに応じたため、逸失利益に関する請求がスムーズに進んだが、寺院の財務情報（檀家数、年収など）を他人に委ねることは苦渋の選択であったに違いない。「有志の会」による逸失利益に関する和解交渉の背後には、さまざまな苦労があったことを見逃してならないだろう。

(2) 原発事故被災寺院の問題点

原発事故の被災寺院は、多様にして個別的な事情を抱えている⁴⁶。とりわけ自坊再建への不安は極めて深刻である。線量の高い地域では、本堂・庫裏・墓地の移転を検討しなくてはならないし、後継者に自坊を託すことに躊躇する被災寺院もあると聞く。線量の低い地域であっても、檀信徒の帰還動向は全く予想できないため、寺院再建への道は容易ではない。そこには、転勤できない宗教者の現実というものが絶えず存在する。そのような被災寺院の状況から考えても、「有志の会」が重要な役割を果たしたことが理解されよう。

(3) 「有志の会」活動の意義

「有志の会」は宗派を超えた連携により、事故直後の混乱した時期に被災寺院の救済に尽力したという意味では、会の活動は歴史に残るもので

あったと言えるであろう。被災寺院の早期復興には、事故後二、三年以内の宗教活動の再開と檀信徒への情報発信が重要であり、この時期に被災寺院の宗教活動を支えたことの意義は大きい。しかも、菩提寺の復興は地域コミュニティの再生につながるため、「有志の会」は単に被災寺院の復興を支援しただけではなく、結果として菩提寺を中心とした地域コミュニティの復興にも貢献していると解釈すべきであろう。

「有志の会」による和解交渉は、被災寺院の実情を反映させた形で逸失利益および追加的費用を請求した点に特徴がある。しかし、「有志の会」の請求はあくまでも一般の法人向けの損害賠償基準に則ったものであり、被災寺院が特別に優遇されたものでなかったことは損害賠償に関する東京電力のプレスリリースで確認することができる。一方、逸失利益について東電との和解交渉がスムーズに進んだ理由について、「有志の会」事務局長の早川師は、統一フォーマットの書類作成と窓口を一本化したことを挙げ、東電側も長期に亘る廃炉作業のため、地元の復興につながるような友好関係が必要だったのではないかと分析している。

(4) 福島県仏教会会長の役割

全日本仏教会は福島県仏教会の要請により、2011年12月、原発事故後の避難で菩提寺と連絡の取れなくなった檀信徒に対して、菩提寺との連絡の取次ぎを実施したことが知られるが、当時の福島県仏教会の中心人物が三村眞城師であった。福島県仏教会会長（当時）であった三村師は、事故直後から多くの対策会議を開き、さまざまな局面で「有志の会」を支え、東電との和解交渉の窓口一本化を模索してきた。「有志の会」の全体会議の際には、自坊を会場として提供し、全日本仏教会加盟宗派宛の「要望書」や東京電力社長宛の「要望書」を作成し、被災寺院救済を要望した。以上のことからわかるように「有志の会」の活動を語るには、三村師が重要な役割を果たしたことを記憶に留めておく必要がある。

(2014年 6 月23日 記)

(2014年 9 月 4 日 初校)

(2014年 9 月21日 2校)

【附録】原発事故被災寺院および避難者に関する先行研究

—調査報告・報道等のビブリオグラフィカル・スケッチ—

本研究の背景を明らかにするために、以下に原発事故による被災寺院および避難民に関する先行研究について触れておくことにしたい。

(1) 原発事故による被災寺院に関する調査報告・報道

①被災寺院と檀信徒の状況

『寺門興隆』は、震災直後から被災地を取材し、被災寺院住職へのインタビューを中心に被災地の状況をいち早く報道してきた。寺門興隆(2011.8)は、原発事故による被災寺院住職の生の声を掲載している。さらに月刊住職(2014.1)は、アンケート結果に基づき原発事故被災寺院の直面する課題を伝える。一方、さまよう魂(2011)、プロメテウス2、プロメテウス4は、被災寺院と被災檀信徒を取材したもので、これらの報道から原発事故被災寺院の復興が容易ではないことがわかる。また、仏教タイムス(2012.12.6)は、大熊町から広野町へ移転する寺院の復興計画を伝えている。

大正大学宗教学会(2012)は、原発事故直後からの現地調査ノートをもとめたもので、2011年8月に実施した被災寺院住職等からの聞き取り調査ノートが掲載されている。被災直後の調査であるため貴重な資料と言えるが、事実関係の確認が必要な箇所も見受けられる。星野英紀師は、真言宗豊山派などの被災寺院および檀信徒からの詳細な聞き取り調査に基づき、寺院の役割や檀信徒の期待等について、星野(2013a)(2013b)(2014a)(2014b)(2014c)の中で報告している。とりわけ星野(2014b)は、ある被災寺院が原発事故後2年間に実施した法務を綿密に調査して分析した優れた研究である。

北村(2013)は、東日本大震災の被災地を取材し、原発事故被災寺院の直面する課題を報告している。小滝(2014)は、原発事故被災寺院が困難を乗り越え自坊復興に取り組む姿をレポートしている。伏見(2013)は、震災記録の保存をメインテーマとしながら、避難自治体における一周忌の追悼法要のあり方についても言及している。

②被災寺院と東電との交渉

寺門興隆（2011.9）（2011.12）（2013.3）は、被災寺院による東京電力との交渉経緯を報じている。賠償交渉の中心人物に取材しているだけに、情報量では他の出版物をはるかに超えるが、各交渉グループの所属寺院数や対策会議のプロセス等については取材内容の事実確認が必要な記載も散見される。

三村（2012）は、福島県仏教会会長として被災寺院の現状を報告するもので、「有志の会」による和解交渉の途中経過に言及している。新聞・雑誌以外の公の文書で「有志の会」の交渉経緯が紹介された例としては、比較的早い時期のものと言えるであろう。長谷川（2013）も簡単ではあるが、原発事故被災寺院の東電交渉について触れている。小野（2013）は、原発事故による被災神社の補償金請求について、2012年7月末までの請求件数等が報告されている。

③墓地の移転

原発と人権（2013）では、既に2012年4月の段階で神社仏閣、墓地、墓石の財物賠償が議論されている。福島民報（2013.4.1）は、東京電力が大熊町の避難者に墓地移転費用を賠償することになったと報じている。同様の案件は「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）」の「和解事例222番」、「和解事例439番」に賠償金支払い事例が示されている。一方、原発被災者弁護団の「和解事例集Ⅱ」には、南相馬市小高区の避難民の墓地移転に関する和解事例が記載されている。このような避難民の動向は、自坊再建に取り組む被災寺院にとっても気がかりな事柄であろう。

④墓地の除染

墓地の除染について、仏教タイムス（2013.7.18）は「有志の会」と「対策の会」が環境省および復興庁に「墓地管理者に対して説明会を開催し、大熊町以外の自治体の墓地も平等に除染すること」という趣旨の陳情書を提出したことを伝える。交渉の結果、双葉町、浪江町、富岡町でも除染を開始することになったと福島民報（2013.7.26）が報じている。具体的な除染開始時期について、福島民友（2013.11.26）は富岡町では2014年1月から墓地除染が始まることを伝える。

（２）福島第一原発周辺自治体からの避難民に関する調査報告

①広域避難について

山下・開沼（2012）は、原発事故直後から調査活動を行ってきた研究者による報告書で、避難の経緯や広域避難の現状を報告し、今後の自治体のあり方にも言及している。磯野（2013）は避難指示解除をめぐる法的課題を論じ、山下（2013）は、中央と地方の関係性に着目して原発事故を捉えながら、原発避難民の分断の諸相について考察している。また川副（2013）は、いわき市の事例を基に避難民の受け入れについて報告している。船橋（2014）は、原発事故被災地の地域再生のためには、住民の帰還について「（早期に）帰還する、帰還しない（移住する）」とは異なる第三の道「今すぐには帰還しない（長期待避、将来帰還）」も検討すべきであるとして、第三の道とそれを支える政策パッケージを提言している。

原発事故に伴う広域避難については、多くの出版物が原発避難民の声を伝えているが、ここでは参考までに高田（2011）、大和田・北澤（2013）をあげておくことにする。

②避難民に対する調査結果

原発事故以後、広域避難については多くの調査がなされている。中でも福島大学災害復興研究所（2012）は、2011年に実施した双葉郡8町村の実態調査の基礎集計報告書であり、多くの自治体関係者・研究者が参照している。丹波（2012）は、この実態調査の担当者による分析である。中西（2013）は、福島大の調査結果を統計処理して興味深い分析結果を報告している。

山下・山本・吉田・松菌・菅磨（2012）は、社会学広域避難研究会・富岡調査班による調査報告で、富岡町の避難民を中心に避難の諸相と社会的分断について分析したもの。山本（2012）もまた、富岡町調査の結果を分析したもので、富岡町の避難民の中には、脱原発運動に違和感を覚える人も少なくないと結論し、脱原発運動が必ずしも避難民を支援するものではないと注意を喚起している。山下・市村・佐藤（2013）は、富岡町の避難民を中心として、原発避難民の問題点をさまざまに分析している。佐藤（2014）は、富岡町の避難民のタウンミーティングでのアンケート結果を質的統合法で分析したもの。

大熊町原発避難民に対する聞き取り調査については、除本・尾崎・土井（2012）がある。また、浪江町からの避難民に関する調査報告に除本・根本・土井（2012）と和田（2014）がある。

③損害賠償

原発事故の損害賠償に関して比較的わかりやすく書かれた基本文献に、大島・除本（2012）と除本（2013a）がある。中島（2013）は原子力損害賠償紛争審査会「中間指針」の内容を平易に解説したもの。除本（2013b）は避難指示区域の再編と被害補償について考察し、除本（2013c）（2014）は「ふるさとの喪失」を中心とした損害賠償を論じている。

（佛教文化学会評議員／智山伝法院非常勤教授）

【参考文献】

- 磯野弥生（2013）：「避難指示の解除をめぐる法的課題 ―福島原発事故をめぐって―」『人間と環境』第39巻第1号、pp.9-17.
- 大島堅一・除本理史（2012）：『原発事故の被害と補償』大月書店.
- 大和田武士・北澤拓也（2013）：『原発避難民 慟哭のノート』明石書店.
- 小野崇之（2013）：「東日本大震災による神社被災の現状と課題」『宗教法』第32号、pp.89-100.
- 開沼博（2011）：『「フクシマ」論』青土社.
- 川副早央里（2013）：「原発避難者の受け入れをめぐる状況 ―いわき市の事例から―」『環境と公害』第42巻第4号、pp.37-41.
- 北村敏泰（2013）：『苦縁』徳間書店.
- 原発と人権（2013）：「第2分科会「傷つき、破壊されたコミュニティの回復のために」」『「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島 ～人間・コミュニティの回復と原発のない社会を目指して～ 分科会記録・報告集』（2012年4月7日・8日、福島大学）pp.52-88.
- 小滝ちひろ（2014）：『ご先祖さまも被災した ―震災に向きあうお寺と神社―』岩波書店.
- 佐藤彰彦（2014）：『原発事故広域避難者の発言を用いた質的統合法（KJ法）分析結果からみた問題と構造／今後の対応課題に関する報告書』

- 福島大学うつくしまふくしま未来支援センター.
- 大正大学宗教学会 (2012):『別冊 宗教学年報』2011年度号 (通巻1号).
- 中島肇 (2013):『原発賠償 中間指針の考え方』商事法務.
- 丹波史紀 (2012):「福島第一原子力発電所事故と避難者の実態 一双葉 8 町村調査を通して」『環境と公害』第41巻第4号、pp.39-45.
- 高田昌幸 (2011):『@Fukushima』産学社
- 中西寛子 (2013):「東日本大震災がもたらした被災住民への影響」『学術の動向』2013年7月号、pp.18-25.
- 長谷川正浩 (2013):「休眠宗教法人の問題」『宗教法』第32号、pp.169-185.
- 福島大学災害復興研究所 (2012):『平成23年度双葉 8 町村災害復興実態調査 基礎集計報告書 (第2版)』(改訂2012年2月14日).
- 伏見英俊 (2013):「東日本大震災と仏教者」『現代密教』第24号、pp.13-38.
- 船橋晴俊 (2014):「生活環境の破壊」としての原発震災と地域再生のための「第三の道」『環境と公害』第43巻第3号、pp.62-67.
- 星野英紀 (2013a):「原発事故と寺院活動」『豊山教学大会紀要』第41号、pp.21-36.
- 星野英紀 (2013b):「原発震災で故郷を離れた者に菩提寺とは何か」『寺門興隆』2013年11月号、pp.74-80.
- 星野英紀 (2014a):「原発被災地寺院の現状と将来」『中外日報 論・談』2014年3月11日号.
- 星野英紀 (2014b):「原発被災寺院と原発難民」『密教学研究』第46号、pp.1-9 (横組).
- 星野英紀 (2014c):「原発避難と「ふるさと」と寺院 一福島浜通りの寺院檀信徒調査より一」『宗教学年報』第29輯、pp.1-20.
- 三村眞城 (2012):「福島県仏教会の現状について」『全仏』第580号 (2012年6月)、pp.2-3.
- 山下祐介 (2013):『東北発の震災論』ちくま新書.
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦 (2013):『人間なき復興』明石書店.
- 山下祐介・開沼博 (2012):『原発避難論』明石書店.
- 山下祐介・山本薫子・吉田耕平・松蘭祐子・菅磨志保 (2012):「原発避難をめぐる諸相と社会的分断 一広域避難者調査に基づく分析一」『人間と環境』第38巻第2号、pp.10-21.

山本薫子 (2012) : 「富岡町から避難して町民が口にした脱原発運動への違和感」『週刊金曜日』905号 (2012年7月27日)、pp.28-29.

除本理史 (2013a) : 『原発賠償を問う』岩波書店.

除本理史 (2013b) : 「「復興の加速化」と原発避難自治体の苦悩 —避難指示区域の再編と被害補償をめぐる—」『世界』2013年7号、pp.208-216.

除本理史 (2013c) : 「原発事故被害の回復と賠償・補償はどうあるべきか —「ふるさとの喪失」を中心に—」『環境と公害』第43巻第2号、pp.37-43.

除本理史 (2014) : 「「ふるさとの喪失」被害とその救済」『法律時報』第86巻第2号、pp.68-71.

除本理史・尾崎寛直・土井妙子 (2013) : 「福島県大熊町の原発避難者に対する聞き取り調査」『環境と公害』第42巻第3号、pp.50-54.

除本理史・根本志保子・土井妙子 (2012) : 「福島原発事故による避難住民の被害実態 —福島県浪江町からの避難者に対する聞き取り調査にもとづいて—」『人間と環境』第38巻第2号、pp.2-9.

和田仁孝 (2014) : 「被災者の苦痛と「被害」の実態 —早稲田大学法務研究科浪江町支援プロジェクトの調査から—」『法と民主主義』第486号、pp.14-19.

月刊住職 (2014.1) : 「大震災で被災された住職が今だからいえること言いたいこと」『月刊住職』2014年1月号、pp.14-29.

さまよう魂 (2011) : 「さまよう魂 福島・寺院の苦悩(1)～(5)」河北新報連載、2011年10月26日～30日.

寺門興隆 (2011.8) : 「原発でわが寺に帰れぬ住職のいのちの叫びを聞こう！」『寺門興隆』2011年8月号、pp.24-40.

寺門興隆 (2011.9) : 「震災で潰された寺院や神社を行政は見殺しにする気なのか!？」『寺門興隆』2011年9月号、pp.14-22.

寺門興隆 (2011.12) : 「原発被災寺院にどのような賠償や支援がありうるのか」『寺門興隆』2011年12月号、pp.36-45.

寺門興隆 (2013.3) : 「原発被災寺院への賠償が進まない訳」『寺門興隆』

2013年3月号、pp.44-52.

中外日報 (2014.6.4): 「仏具類の財物賠償を」『中外日報』.

福島民報 (2013.4.1): 「墓地移転費用を賠償 東電が大熊の避難者と初の和解」『福島民報 (インターネット版)』.

福島民報 (2013.7.26): 「双葉、富岡、浪江で墓地除染実施へ 環境省」『福島民報 (インターネット版)』

福島民友 (2013.11.26): 「富岡町、2014年1月から「墓地」除染や整備開始」『福島民友 (インターネット版)』

仏教タイムス (2012.12.6): 「大熊町から広野町移転へ」『仏教タイムス』.

仏教タイムス (2013.7.18): 「原発被災寺院の会2団体 平等な墓地除染求める」『仏教タイムス』.

プロメテウス2: 「長安寺の遺骨」『プロメテウスの罠2』(朝日新聞特別報道部 著、学研パブリッシング 発行、2012年)、pp.153-204.

プロメテウス4: 「仮設住宅で死んでは駄目だ。ここで私の人生は収束できない」『プロメテウスの罠4』(朝日新聞特別報道部 著、学研パブリッシング 発行、2013年)、pp.164-172.

【註記】

¹ 【避難の経緯】2011年3月に発生した福島第一原発の爆発事故により、同年4月22日第一原発の周辺地域に「警戒区域 (20キロ圏内)」「計画的避難区域 (20キロ圏外で年間積算線量が20ミリシーベルトに達する可能性のある地域)」「緊急時避難準備区域 (福島第一原子力発電所の半径20キロ以上・30キロ圏内の地域)」が設定された。9月30日には、広野町や川内村 (一部) などに設定されていたすべての「緊急時避難準備区域」が解除となる。

その後、第一原発の冷温停止状態の確認を踏まえ、同年12月26日原子力災害対策本部 (本部長: 内閣総理大臣) は「警戒区域」「計画的避難区域」を、被ばく放射線量に応じて「帰還困難区域 (年間積算線量が50ミリシーベルト以上の区域)」「居住制限区域 (年間50ミリシーベルト未満・20ミリシーベルト以上の地域)」「避難指示解除準備区域 (年間20ミリシーベルト未満の地域)」へと見直しすることを決定した。

2012年4月から順次、「警戒区域」「計画的避難区域」が三つの区域に再編される。2012年4月1日に川内村、同年8月10日に楢葉町、2013年3月25日に富岡町が再編された。ちなみに富岡町の区域ごとの人口 (再編当時) は、「帰還困難区域」約4,650人「居住制限区域」約9,800人「避難指示解除準備区域」約1,470人であった。山下・開沼 (2012) pp.365-372、除本 (2013b) 参照。

- ² 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1181報）」2014年5月2日、福島県災害対策本部。なお、全日本仏教会は福島県仏教会の要請により、2011年12月、原発事故後の避難で菩提寺と連絡の取れなくなった檀信徒に対して、菩提寺との連絡の取次ぎを実施した。『全仏』第575号参照。
- ³ 星野（2013a）参照。
- ⁴ 「喪失／骨つば抱いて暮らす」『さまよう魂 福島・寺院の苦悩（4）』河北新報連載第4回、2011年10月29日。
- ⁵ 寺門興隆（2011.12）、（2013.3）および三村（2012）参照。
- ⁶ 会の名称として、一時期（2011年8～9月）「福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策有志の会」が用いられたが、2011年11月以降は「原発事故被災寺院補償問題対策有志の会」が会の名称となる。ちなみに2012年2月21日付の東京電力からの文書の宛先には「原発事故被災寺院補償問題対策有志の会」とある。
- ⁷ 現在「対策の会」では、半谷隆信師が会長を、林心澄師が事務局長を務める。『仏教タイムス』（2011年6月16日号）によれば、会の結成は2011年5月（当時の会長は、遠藤賢明師）に遡る。同会は真言宗豊山派、真言宗室生寺派の寺院から構成され、参加寺院は現在19ヶ寺（結成当初は17ヶ寺）を数える。「対策の会」の活動については、会のホームページ参照 <http://genpatuhisaijiin.web.fc2.com/>。なお、東電との財物賠償では、「有志の会」と共に交渉テーブルにつく。
- ⁸ 他に浄土真宗本願寺派の寺院グループと浄土宗の寺院グループの存在が知られる。詳細については寺門興隆（2012.12）参照。中外日報（2014.6.4）は、本願寺派の5ヶ寺が逸失利益・追加的費用に加えて、仏具類の財物賠償を求めて、ADR に和解仲介の申し立てを行ったことを伝える。
- ⁹ 原発事故被災・避難寺院数については、「有志の会」の内部資料による。74ヶ寺には、従前の「屋内退避区域」に指定されていた地域の13ヶ寺も含まれる。
- ¹⁰ 「賠償会議」は第一原発から30km圏外の曹洞宗寺院から成り、約40ヶ寺が集まった。代表の吉岡棟憲師によれば、当初は、風評被害や除染費用について弁護士を通じて交渉する予定だったが、東電からの収支計算書等の難しい資料提出を求められたため、賛同者が減り続け、休止状態にあるという（2013年11月確認）。吉岡師は、原発事故に対する自身の思いを基に『原発事故さえなければ通信』（2011年11月15日創刊）を発行している。
- ¹¹ 中間指針の考え方については、中島（2013）参照。
- ¹² 原発賠償の問題点については、大島・除本（2012）pp.73-109、除本（2013a）参照。
- ¹³ 「有志の会」会長とは横浜市（2012年6月11日）で、事務局長とは仙台市（2012年10月5日）で最初の聞き取りを行った。
- ¹⁴ 「対策の会」事務局長とは「第5回宗援連情報交換会」（2011年9月11日）で、「賠償会議」代表と当時の福島県仏教会会長とは「原子力行政を問直す宗教者の会 2012 フクシマ全国集会」（2012年4月17日）で情報交換を行った。

¹⁵ A寺住職からは2013年3月9日に、「有志の会」事務局長からは2013年4月25日に資料を提供して頂いた。

¹⁶ 「有志の会」参加寺院宛の文書では、差し出し人名を「事務局 早川光明」と綴る。

¹⁷ 2012年6月の「有志の会」内部資料によれば、「有志の会」を窓口とする東電との交渉寺院は63ヶ寺。「有志の会」の参加寺院数は、各寺院の事情により時々刻々変化しているので、正確な数字を確定するのは困難である。

¹⁸ 個人情報保護の観点から、個々の寺院名を明らかにすることはできないが、「有志の会」には曹洞宗、浄土宗、日蓮宗、真言宗智山派、臨済宗妙心寺派、浄土真宗大谷派などの既成仏教教団に属する寺院が多い。

¹⁹ 当時の早川師の様子は、小滝（2014）、pp.13-23に詳しい。

²⁰ 「福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策会議」（2011年7月28日）の会議文書によれば、参加寺院は浄土宗、富岡町仏教会の所属寺院が中心で、議題には（1）各宗派有志寺院による「被害状況申告書」一括提出趣意書について、（2）一括提出方法について（各宗派有志寺院から期限を決めて「被害状況申告書」をとりまとめ、できるだけ多くの有志寺院と一緒に東電に行き直接提出する）、（3）県当局への働きかけについて（東電へ申立書提出後、同日に県の所管課へ宗教法人に対する補償問題への全面的な後押しを依頼する〈総務部・文書学事課へ事前に連絡の上〉）、（4）具体的な被害見込額の計上方法について：①寺院としての請求、②個人（寺族等を雇用した場合）としての請求、（5）その他、以上の項目が列挙されている。

早川師のメモによれば、翌29日、8月11日の東電福島事務所及び福島県総務部訪問について、東電福島事務所業務グループ担当者、福島県総務部私学法人課担当者、福島県宗教団体連絡協議会会長に電話して承を得ている。なお、7月22日県宗教団体連絡協議会会長から福島県に、補償問題への支援要請（宗教法人が原発事故の損害賠償を国と東京電力に請求する際の指針を示すよう求める要請書）と同協議会の「福島県原子力損害対策協議会」への参加要請が出されていたため、8月11日の訪問について県宗教団体連絡協議会会長の承諾が必要だったという。

7月22日の県宗教団体連絡協議会による要請を受け、2011年7月29日、福島県・東電・県宗教団体連絡協議会が話し合い、同協議会も「福島県原子力損害対策協議会」

（会長：福島県知事）に正式に参加し、宗教法人も東電からの仮払補償金支払いの対象となった。福島県宗教団体連絡協議会の対応については、寺門興隆（2011.9）、小野崇之（2013）参照。しかしながら、逸失利益の和解交渉が進展したため、結果的に「有志の会」では仮払補償金の請求手続きを行わなかったという。ちなみに県宗教団体連絡協議会の加盟した「福島県原子力損害対策協議会」第2回全体会議が、2011年11月15日福島ビューホテル（福島市）で開催され、公開質問に対する東電からの回答、今後の活動方針などが議題となった。当日の会議資料は、福島県のホームページで公開されている。

²¹ 「原発事故被災寺院補償問題対策会議」（2012年2月24日、郡山市）の議事録（2012年

2月29日付)によれば、2012年2月24日の会議で矢内師の会長就任が正式決定したという。

- ²² 【墓地の除染に関する交渉】復興庁が、2013年6月末に墓地管理者に全く説明せず、大熊町の墓地除染を発表したことに対し、7月12日、環境省および復興庁に「墓地管理者に対して説明会を開催し、他の自治体の墓地も平等に除染すること」という趣旨の陳情書を提出。『仏教タイムス』2013年7月18日号参照。交渉の結果、まもなく双葉町、浪江町、富岡町でも除染を開始することになった。『福島民報』2013年7月26日号参照。

【墓石の修復代請求】檀信徒の墓石の修理を最優先に考え「試案」を東電に提出。「原発事故以後の迅速な修理ができなかったから損壊が生じた」という理由で交渉に臨んだが、東電側は「原発事故との因果関係が不明である」と主張。資源エネルギー庁原子力損害対応室にも陳情し、2014年3月の時点では、修復代金の2割東電負担の方向で交渉中であった。なお、2014年7月23日に、墓石等の修理に係る賠償（墓石修理費用の2割を賠償する）の請求手続き開始が公表されたことを初校校正中に知る。当日の東京電力HPのプレスリリース参照。

- ²³ 提出した文書には、「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による被害概況申出書の一括提出について」という件名が記されていた。この提出文書には、「創立以来の法灯とその宗教活動が閉ざされ、運営も不能の事態に置かれている」「何れの寺院においても檀信徒の避難先が不明であり、双方その確認には困難を極めている」「我々各法人にとって最も憂慮される根本的な問題は、事故の収束後においても果たして、夫々の地域において創立以来の法灯の維持が可能か否か、それが補償されるか否かである」等の被災寺院の苦悩が綴られている。

- ²⁴ 県知事宛の文書には、(1) 当日、東電に対し「被害概況申出書の一括提出について」という文書を添えて、各寺院の「被害概況申出書(法人)」を一括提出したこと、(2) 福島県の「復興ビジョン」における「地域のきずなの再生・発展」のために、県はじめ東電・政府に対する全面的支援を求める旨の文言が記載されていた。

- ²⁵ 早川師のメモによる。

- ²⁶ 9月24日の会議に先立ち、早川光明師は福島県仏教会会長の求めに応じ、仮払補償金に関する4つの照会事項(仮払補償金の添付書類について、「支出高」と「収支差額」について、給与支払いの確認資料、避難区域等において活動していたことを証明する資料〈直近の納税証明書等〉提出について)から成る文書(三村会長宛、2011年9月19日付)を作成している。同文書における照会事項は、《資料A》の「仮払補償金請求書」に関する照会事項とほぼ同じ内容。

- ²⁷ 会議には関係する仏教寺院30ヶ寺ほどが出席したという。『全仏』第574(2011年11月1日)p.10は、当日の会議に触れて、東電との交渉方法に関して「原発事故の被災各寺院が個別に行なう方法と、福島県宗教団体連絡協議会(横山俊邦会長・曹洞宗)を通じて行なう団体交渉とがある。個別の方法は、手続きが煩雑で個々への負担も大き

い。それに対して団体交渉は、福島県仏教会並びに県内の神社や新宗教団体等の宗教法人が加わっている福島県宗教団体連絡協議会を通じて、福島県内の他の業種二百五団体とともに県・国・東電と団体交渉を進めていく方法で、この場合、福島県仏教会が六十ヶ寺の被災寺院の意見を取りまとめ、福島県宗教団体連絡協議会に持ち上げて、交渉に臨むので、個々への負担も軽くなる」との見解を掲載している。しかしながら、原発事故被災寺院に関する限り、その後の展開は必ずしも福島県宗教団体連絡協議会を通じた交渉には至らなかった。東電との賠償交渉における2011年9月24日開催の「東京電力福島第一原子力発電所 被災寺院対策の会」の役割については、今後検証されるべきであろう。

²⁸ 東京電力 HP のプレスリリース（2011年9月21日付）参照。

²⁹ 「本賠償ご請求に関わる説明会（平成23年10月14日開催）における Q&A」と題する議事録による。

³⁰ 「要望書」（11月8日付）によれば、4項目とは（1）「各宗派に東日本大震災対策の組織等の設置をなされた場合は、今般の震災・原発事故で被災した地域の宗務所長、支所長、教区長若しくは東電原発事故被災寺院復興対策の会等の代表者を参加させて頂き、現地の状況を具体的に把握頂けます様要望致します」、（2）「一切宗教活動の出来ない現状が半年以上継続しており、今後も見通しが立たない為、長期にわたる支援金の財源の確保と支給を是非お願い致します」、（3）「宗費の免除につきましても、今年度に限らず復興が見えるまで継続頂きます様御願い致します」（4）「被災・避難寺院に対し、宗教活動の場の調整と提供を要望致します（関係寺院の状況によって異なりますが、仮設や借家等による当座の仮本堂の設置等要望がある場合、早急な御援助を頂ければ幸いです）」という内容であった。

³¹ 「要望書」（12月2日付）には、（1）「3月11日の時点で、宗教法人として活動していたことを証明する書類（包括宗教団体の証明書、もしくは町役場等の罹災証明書等を提出することになっているが、本要望書に添付してある「東京電力原発事故避難寺院」名簿にて、証明する書類として頂きたい）」、（2）「金銭出納帳の提出について（警戒区域内寺院については、高線量により立ち入りが出来ず、震災・津波の被害もあり、寺院内の捜索が困難な状況にあります。「出納帳」等会計関係の帳簿の未提出により賠償が実行されないということのないようお願いします）」、（3）「追加的費用について（避難寺院は斎場等を借りて法要等を行っているが、避難が長期化することが予想され、仮設の寺や納骨の施設、避難先で使用する法衣、事務機器等が必要とされる。これについて、「合理的な範囲で補償する」との回答を頂いているが、具体的に金額・補償範囲を提示して頂きたい）」とある。なお、添付の「東京電力原発事故避難寺院」名簿には、避難区域（警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域）を付した61ヶ寺の寺院名が掲載されている。ただし、この名簿には30km圏内のいわき市北部の寺院は含まれていない。一方、全日本仏教会が2011年12月2日ホームページ上で公開した避難寺院一覧では64ヶ寺が掲載される。これらのリストは、避難

寺院名簿であり原発事故被災寺院名簿でないことは注意する必要がある。

³² 法人の所有する宅地・建物・借地権等の財物賠償について、東電が請求受付を開始するのは2013年3月29日のことであり、田畑に係わる財物賠償については、2013年11月29日に請求受付が開始する。なお、東電による財物賠償の基準は、2012年7月24日に公表されている。詳細については東京電力 HP の当該日プレスリリース参照。

³³ 早川師のメモによれば、当初は賠償請求を弁護士に依頼することも選択肢の一つであったという。

³⁴ 事務局の早川師から避難等対象地域内寺院あてに送付された2011年11月28日の会議の開催通知（11月14日付）による。同開催通知は、県仏教会会長の勧めで、当時一宗として対応していた曹洞宗を除く全被災寺院に送付されたという。

³⁵ 会議の開催通知にも議事録にも、会議の名称が記載されていない。しかし、「有志の会」が中心となり、全被災寺院に会議開催を呼びかけたという経緯、並びに出席者名簿の見出しの記載を考慮して、「原発事故被災寺院補償問題対策会議」を会議の名称とした。この会議以降、「有志の会」の名称は東電との交渉窓口である集合体を示すことになるので、「有志の会 全体会議」と見なすことも可能である。

³⁶ 会議は、当初被災寺院のみで開催の予定であったが、東京電力より会議に出席して説明したい旨の申し出があったため、東京電力職員も参加することになったという。

³⁷ 東京電力への提出書類作成の問題は、今回の賠償交渉を語る上では極めて重要である。前述の「賠償会議」では、作成の難しい提出書類が会の活動継続のネックになったという。ちなみに矢内俊道師は、鶴見総持寺の会計を務めた経験をもち、財務関係に明るい方であったという。

³⁸ 第1回目請求の対象期間（2011年3月から8月まで）については、国の方針に基づき東電が決定したもの。

³⁹ 開催通知によれば、1月24日の会議には、三村県仏教会長、「有志の会」から2名（矢内師、早川師）、東電側から4名（本店福島原子力補償相談室担当者、福島・郡山・神奈川の各相談センター担当者）が出席したという。

⁴⁰ 全体会議の開催通知には、東電側から「3月下旬に新たな警戒区域の再編が示されることから、財物損害の賠償方法の検討も近々始まる予定となっているので、できればその方法が決まる前に被災寺院の要望をお聞きした上で賠償方法の検討を行いたい旨の申し出がありました」とあり、財物賠償に関しては、東京電力も暗中模索であったことが窺われる。

⁴¹ 要求書原案は、A4用紙5枚からなり、土地、立木、庭園・庭木等、建物、石塔・境内の仏像等、遺骨・墓石、堂内の仏像・仏具・什具・法衣等、設備・機械等、上記以外の家財道具・電気製品・器具・衣類・履物等の一切の物品について、各項目に関する賠償の要求案が詳細に記載されている。この要求案は、原発事故で被災寺院が被った被害を知る上で、貴重な資料と言える。

⁴² 詳細については、2012年7月24日、2013年3月29日、11月29日付の東京電力 HP のプレ

スリリース参照。

- 43 「追加的費用のめやす」は、東京電力株式会社 福島原子力補償相談室から原発事故被災寺院補償問題有志の会に宛てた「原子力事故被災寺院に対する検査費用（物）以外の追加的費用の賠償の検討依頼に関するご回答（2012年2月21日付）」という文書に基づくものである。
- 44 逸失利益請求に関する請求期間の設定は、東電が一般の法人向けに定めたものに準じている。東京電力プレスリリース（2012年3月5日付）参照。また、包括請求については、東京電力プレスリリース（2012年9月25日付）参照。
- 45 「特別の努力」の適用については、東京電力プレスリリース（2012年6月29日付）参照。「特別の努力」は原子力損害賠償紛争審査会「中間指針第二次追補（2012年3月16日付）」の記載を反映させたものである。中島（2013）、pp.191-192参照。
- 46 星野（2013a）参照。

